

## 第1章 計画の策定の目的

### 1. 食育推進の目的

平成17年7月に食育基本法（平成17年法律第63号）が施行され、各方面から食育の必要性が叫ばれています。同法の前文では、この食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが必要であるとされています。

私たちは、これまで、伝統的には、豊かな自然の恵みに感謝の念を抱き、気候条件に合わせて工夫を凝らしながら、食生活を営んでいました。しかしながら、近年、食を取り巻く状況が大きく変わり、「食」が豊かになったと言われる一方で、「食」の大切さに対する意識が低下し、その影響は健康面にとどまらず、家庭の団らんの機会の減少や地域産業の活力低下など幅広いものとなっています。

このような状況を克服していくために、食育が重要となっており、本県では、次のことを目的として、食育を積極的に推進します。

#### 未来を担う子どもの健全な身体を培い、豊かな心を育む。

子どもの頃から日々の食生活に必要な知識や判断力を習得し、基本的な食習慣を身につけることにより、健全な身体を培います。また、食に関する感謝の念と理解を深め、食事マナーの習得や食を楽しむことなど、食事を通じて家族等とのコミュニケーションを深め、豊かな心を育みます。

#### 地域の食を次世代に伝え、地域社会の活性化を図る。

石川県には祭りなど伝統的な行事、季節毎の風習などに結びついた食文化があり、また、固有の多彩な食材が活用されています。食育推進の輪を地域に広げることにより、食を通じて人と人との交流を深めるとともに、地域の食を次世代に伝え、地域社会の活性化を図ります。

#### 県民一人一人が、健全な食生活を実践する力を身につける。

国内外から様々な食材が供給されるとともに、外食の増加など食の外部化や食に関する情報の氾濫等が進展しています。そのような中で、県民一人一人が食の大切さを再認識するとともに、健全な食生活を自ら実践できるよう、食に関する正確な知識や的確な判断力を身に付けます。

## 2 . 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第16条第1項に定められた食育推進基本計画（平成18年3月策定）を基本としつつ、同法第17条第1項に定められた都道府県食育推進計画として、石川県が作成するものです。

本計画は、県民が自発的に食育を実践するように、県内の行政・教育・健康・福祉・農林漁業・食品関連事業に係る関係者・団体・事業者等が取り組むべき内容を定めたものです。

## 3 . 計画の期間

本計画の期間は、平成19年度から23年度までの5年間とします。

今後の社会情勢の変化等による食をめぐる状況も踏まえながら、必要に応じて、本計画の見直しを行うものとします。